

海關關ニ支拂ニ部屬セシメルコトノ旨ヲ宣ハシメ  
 ロ、海關關ニ對シテ之ヲ合衆ノ利益トシテ之ヲ  
 六、海關關ノ利益ヲ宣ハシメ、之ヲ合衆ノ利益トシテ  
 其外委海關關ノ利益ヲ宣ハシメ、之ヲ合衆ノ利益トシテ  
 ロ、其關關ノ利益ヲ宣ハシメ、之ヲ合衆ノ利益トシテ  
 ト、一日其關關ノ利益ヲ宣ハシメ、之ヲ合衆ノ利益トシテ  
 其利益ヲ宣ハシメ、之ヲ合衆ノ利益トシテ

ハ、其關關ノ利益ヲ宣ハシメ、之ヲ合衆ノ利益トシテ  
 ロ、其關關ノ利益ヲ宣ハシメ、之ヲ合衆ノ利益トシテ  
 ト、一日其關關ノ利益ヲ宣ハシメ、之ヲ合衆ノ利益トシテ  
 其利益ヲ宣ハシメ、之ヲ合衆ノ利益トシテ

- (一) 太平洋勞働組合會議ニ對スル大衆的ヲ宣傳スルコト
- イ、全國協議會決定以外ノ都市ニ於テモ可能ナル範圍テ演說會ノ  
 開催ヲナスコト
- ロ、各支部分會等ニテ集會ヲ開催セシメ地方又ハ組合ノ教育部員  
 ニ對シテ充分ニコノ問題ノ意義ト必要ヲ知らシメタル後新聞雜  
 誌(勞働者)リーフレット等ヲ教材トシテ宣傳教育スルコト
- ハ、コレハ對支非干渉問題ト同時ニ併セ行フコト
- (二) 基金募集ハ適當ナル方法ニヨリ一般組合員ノ募集又ハ支部分會ノ  
 基金等ヨリ支出セシメ以テ代表派遣ヲ支持スルコト
- (三) 代表派遣者決定後ニ對シテハ
  - イ、出發ニ際シテハソノ行ヲ盛ニスルコト
  - ロ、政府當局ノ彈壓ニ對シテハ直ニ抗議運動ヲ行フコト

(以上)